

(パブリックコメントの実施)

第4条 市は、パブリックコメントを実施するときには、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 施策等の原案を作成した目的および背景
- (2) 施策等の原案の概要
- (3) 意見等の提出方法、提出期間および提出先
- (4) 施策等の原案および前3号に掲げる資料の入手方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要があると認めるもの

2 市は、市民が意見等を提出するために必要な期間として、20日間の期間を確保するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由により当該期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参等の方法のうちから、市が定めるものとする。このときにおいて、いずれの方法においても、氏名および住所の明記を意見等の受付条件とする。